

多治見監督署たより

- 年頭にあたって -

新年明けましておめでとうございます。

皆様方には、多治見労働基準監督署の行政運営にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。本年もどうかよろしくお願い申し上げます。

昨年は各種セミナーなどの開催にあたり、参加人数の制限など新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施したため、皆様にはご不自由をおかけしました。

新型コロナウイルス感染症は沈静化とは言ませんが各種対策の実施により、落ち着きつつある状況がうかがえ、このまま無事終息へ向かうことを祈るばかりです。

さて、平成30年に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、それに併せ労働基準関係法令が改正され、平成31年4月から順次施行されております。

今回の改正の趣旨は、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保など『新しい働き方』へ必要なものばかりです。

コロナ禍の中厳しい経済情勢ではありますが、今年も是非仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進めていただければ幸いです。

また、昨年は平成30年から5か年計画で実施した第13次労働災害防止計画の最終年でした。昨年多治見署管内で発生した休業4日以上労働災害（令和4年11月末速報値）は480人と131人増（前年同時期比）と大幅に増加し、新型コロナウイルス感染症の影響があるものの、計画期間の初年の328件から毎年増加という結果となりました。

災害の中身を見ると、転倒災害、はさまれ・巻き込まれ災害、墜落・転落災害がその多くを占め、高齢者の災害も増加しています。働き方改革と相まって災害・危険のない安全・安心な職場づくりは重要なものです。本年も引き続き、適切な労働災害防止対策の徹底、安全衛生教育の実施、高齢者の働きやすい職場づくりの推進などの取組を引き続きお願いいたします。

一方、一昨年から新型コロナウイルス感染症に関する労災申請が増加しています。業務に起因して新型コロナウイルス感染症に感染したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となる場合がありますので、監督署にご相談をお願いします。

日頃から労災保険の適正・迅速な給付に努めておりますが、申請された事案によっては、調査・決定までに時間を要する場合があります。調査などへのご協力・ご理解を引き続きお願いします。

本年も、適正な労務管理、労働災害防止などの各種セミナーの開催においては連携・ご協力を何卒よろしくご願います。

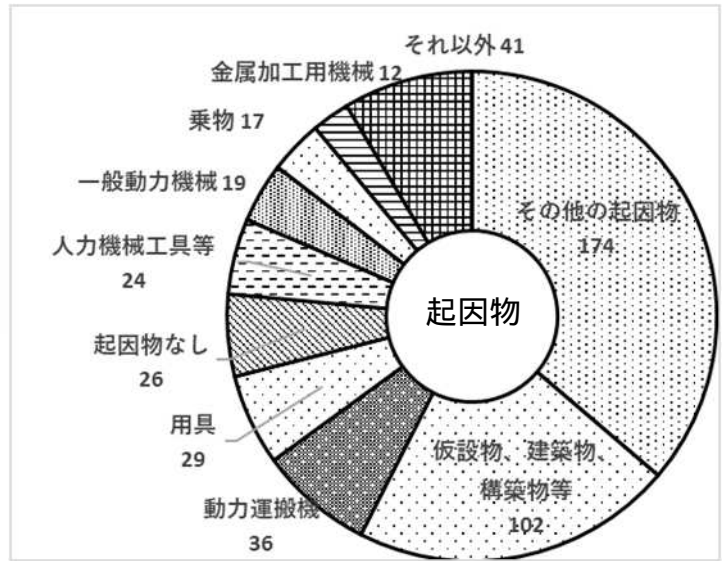
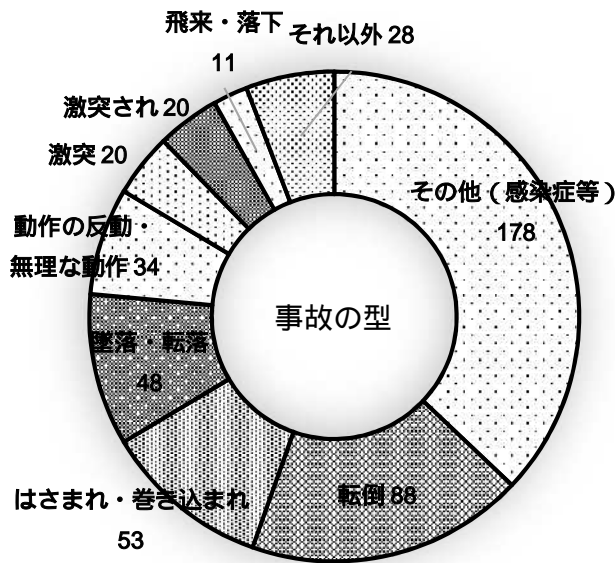
最後となりましたが、皆様方のご発展をご祈念いたしまして、年頭のご挨拶といたします。

令和5年1月

多治見労働基準監督署長 米山 宏治

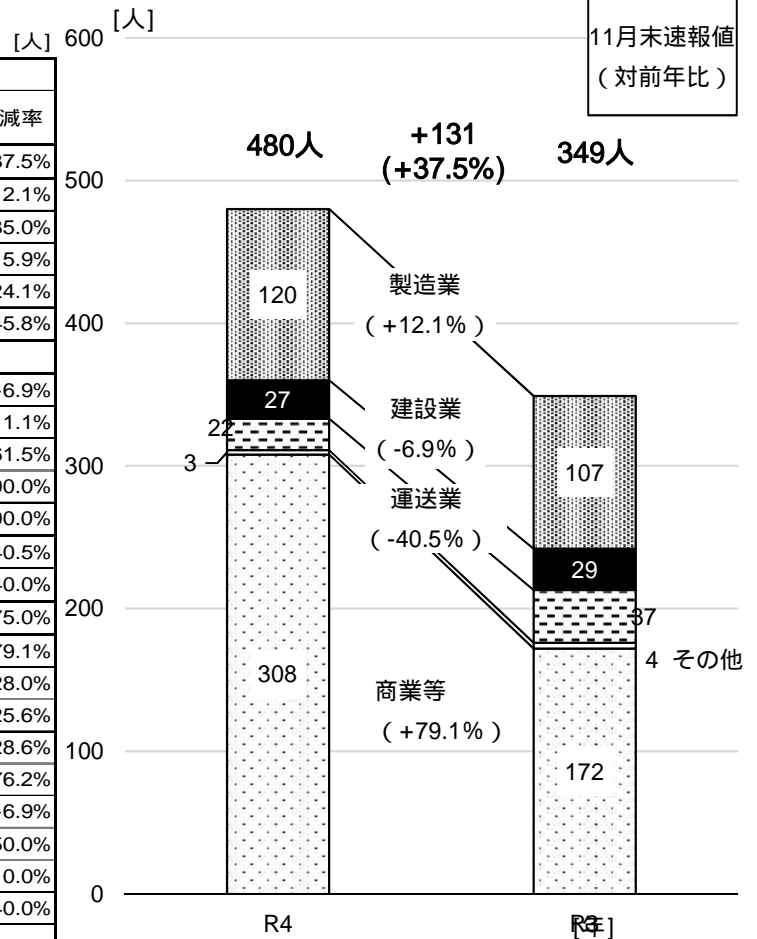
労働災害の発生状況等について

1 令和4年業種別死傷災害発生状況（11月末集計）




令和4年労働災害発生状況（11月末速報値）

業種	年別	令和4年		令和3年		対前年比	
		死亡者数	()	死亡者数	()	増減数	増減率
全産業		480	(1)	349	(4)	131	(-3) 37.5%
製造業		120	(1)	107	(1)	13	(0) 12.1%
食品製造		13	(0)	20	(0)	-7	(0) -35.0%
窯業土石		36	(0)	34	(1)	2	(-1) 5.9%
金属、機械		36	(0)	29	(0)	7	(0) 24.1%
その他		35	(1)	24	(0)	11	(1) 45.8%
鉱業		2	(0)	0	(0)	2	(0)
建設業		27	(0)	29	(0)	-2	(0) -6.9%
土木工事		8	(0)	9	(0)	-1	(0) -11.1%
建築工事		5	(0)	13	(0)	-8	(0) -61.5%
木造家屋建築		0	(0)	3	(0)	-3	(0) -100.0%
その他の建設		14	(0)	7	(0)	7	(0) 100.0%
運送業		22	(0)	37	(0)	-15	(0) -40.5%
陸上貨物運送事業		21	(0)	35	(0)	-14	(0) -40.0%
農林・畜産・水産業		1	(0)	4	(2)	-3	(-2) -75.0%
商業等の事業		308	(0)	172	(1)	136	(-1) 79.1%
商業		64	(0)	50	(0)	14	(0) 28.0%
小売業		54	(0)	43	(0)	11	(0) 25.6%
保健衛生業		184	(0)	56	(1)	128	(-1) 228.6%
社会福祉施設		74	(0)	42	(1)	32	(-1) 76.2%
接客娯楽		27	(0)	29	(0)	-2	(0) -6.9%
飲食店		5	(0)	2	(0)	3	(0) 150.0%
ゴルフ場		18	(0)	20	(0)	-2	(0) -10.0%
清掃・と畜業		6	(0)	10	(0)	-4	(0) -40.0%
その他		27	(0)	27	(0)	0	(0)



労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷災害。()は死亡者数で内数。

2 死亡災害事例

概要	機械の修理作業中にはさまれる				発生月	12月	
業種	機械器具製造業	職種	作業員	年齢	40代	性別	男
事故の型	はさまれ・巻き込まれ			起 因 物	一般動力機械		
災害程度	死亡						
発生状況	客先の工場で被災者が機械修理作業中、加工エリア内に身体を入れて作業を行っていたところ、機械が動き出してはさまれたもの。						
再発防止対策	・機械の電源が入った状態で、稼働範囲内に身体の一部を入れて作業を行っていたこと。						
							
<p>【ワンポイントアドバイス】</p> <p>機械の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、機械等の稼働範囲内に身体の一部を入れるなど労働者に危険を及ぼす恐れのあるときには、機械の運転を停止させる必要があります（労働安全衛生規則第107条）。機械が何らかの原因で停止している場合でも、起動させたまま原因が取り除かれた際に動き出し、はさまれたり巻き込まれたりする可能性がありますので、確実に運転を停止させた状態で作業を行いましょう。</p>							

歯科健診の結果報告がすべての事業場に義務化されます

有害な業務に常時従事する労働者に対し、事業者は歯科健康診断の実施を義務づけられています（労働安全衛生規則第48条）。

雇入れの際、対象業務への配置替えの際、対象業務について後6か月以内ごとに1回、定期に実施する必要があります。

有害な業務とは

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発生する場所における業務

労働安全衛生規則が改正され、令和4年10月1日からは、常時使用する労働者の数にかかわらず、すべての事業場に報告が義務付けられました。（改正前は、使用する労働者が50人以上の事業場のみ必要でした。）

今回の改正で報告様式も変わりましたので、今後は新しい様式「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第6号の2）」を使用してください。

岐阜県最低賃金が改正されました

岐阜県最低賃金の改正について		問合先 岐阜労働局 労働基準部 賃金室 TEL 058-245-8104	
最低賃金の件名		最低賃金額 (時間額)	改正発効日
岐阜県最低賃金		910 円	令和4年10月1日
岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金		929 円	令和4年12月21日
岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金		972 円	令和4年12月21日
岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金		991 円	令和4年12月21日

オミクロン株対応ワクチンの接種について

オミクロン株の流行が続く中、重症化予防はもとより、感染や発症を予防する目的で、初回（1・2回目）接種を完了した方に対する追加接種として、オミクロン株対応2価ワクチンを接種することが望ましいとされています

オミクロン株対応ワクチンの接種により、従来のワクチンの接種と比較して、中和抗体価と中和抗体応答率が同等以上であること等が確認され、重症化・感染・発症を予防する効果が期待されています。

オミクロン株対応ワクチンは、1・2回目の接種を終えた12歳以上のすべての方が接種可能であり、これまでに接種した新型コロナワクチンの種類にかかわらず、1回に限り接種できます。

重症化リスクの高い高齢者はもとより、若い方にもオミクロン株対応2価ワクチンによる接種をおすすめします。